第五条の見出し中「適用期間」を「適用期間等」に改め、同条第一項中「（昭和三十二年大蔵省令第十五号）」を削り、同条に次の六項を加える。

3　令第十五条第三項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条第十七項に規定する財務省令で定める書類は、市町村長又は特別区の区長の従前家屋等（法第十三条第一項に規定する従前家屋及び同条第二項に規定する従前増改築等家屋をいう。以下この項において同じ。）に係る東日本大震災による被害の状況その他の事項を証する書類（その写しを含む。）、従前家屋等の登記事項証明書、当該被害を受けた者の住民票の写し（当該被害を受けた時及びその後におけるその者の住所を明らかにするものに限る。）その他の書類で従前家屋等が東日本大震災によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなったことを明らかにする書類とする。

4　法第十三条第五項第一号に規定する新規住宅借入金等（次項において「新規住宅借入金等」という。）の金額につき同条第三項又は第四項の規定の適用を受けようとする者は、確定申告書に前項に規定する書類を添付しなければならない。

5　新規住宅借入金等の金額につき法第十三条第三項又は第四項の規定の適用を受けた居住者が、その適用を受けた年分の翌年分以後の各年分の所得税につき同項の規定の適用を受けようとする場合における租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十一項の規定の適用については、同項中「同条第一項の規定の適用を受けた」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。）第十三条第三項又は第四項の規定の適用を受けた」と、「による控除」とあるのは「の適用」と、「当該控除」とあるのは「その適用」と、「書類を」とあるのは「書類及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第五条第三項に規定する書類を」と、「同条第三項」とあるのは「法第四十一条第三項」と、「同条第一項の規定の適用を受けている旨」とあるのは「震災特例法第十三条第三項又は第四項の規定の適用を受けている旨」と、「（同条第十一項」とあるのは「（法第四十一条第十一項」と、「書類の」とあるのは「書類及び同令第五条第三項に規定する書類の」とする。

6　第三項の規定は、令第十五条第五項の規定により読み替えられた租税特別措置法施行令第二十六条の四第二十四項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条第十七項に規定する居住の用に供することができなくなったことを証する書類として財務省令で定める書類について準用する。

7　法第十三条第五項第二号に規定する新規増改築等借入金等（次項において「新規増改築等借入金等」という。）の金額につき同条第三項又は第四項の規定の適用を受けようとする者は、確定申告書に前項において準用する第三項に規定する書類を添付しなければならない。

8　新規増改築等借入金等の金額につき法第十三条第三項又は第四項の規定の適用を受けた居住者が、その適用を受けた年分の翌年分以後の各年分の所得税につき同項の規定の適用を受けようとする場合における租税特別措置法施行規則第十八条の二十三の二第十二項の規定の適用については、同項中「同条第一項の」とあるのは「法第四十一条の三の二第一項又は第四項の規定により法第四十一条の」と、「第九項各号」とあるのは「第十八条の二十三の二第十一項各号」とあるのは「同条第一項の規定の適用を受けた」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。）第十三条第三項又は第四項の規定の適用を受けた」と、「による控除」とあるのは「の適用」と、「当該控除」とあるのは「その適用」と、「第九項各号に定める書類を」とあるのは「第十八条の二十三の二第十一項各号に定める書類及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第五条第六項において準用する同条第三項に規定する書類を」と、「とする」とあるのは「と、「同条第一項の規定の適用を受けている旨」とあるのは「震災特例法第十三条第三項又は第四項の規定の適用を受けている旨」と、「（同条第十一項」とあるのは「（法第四十一条第十一項」と、「第九項各号に定める書類の」とあるのは「第十八条の二十三の二第十一項各号に定める書類及び同令第五条第六項において準用する同条第三項に規定する書類の」とする。

第二章中第五条の次に次の一条を加える。

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例）

第五条の二　令第十五条の二第三項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条第十七項に規定する財務省令で定める事実は次に掲げる事実とし、同項に規定する財務省令で定める書類は市町村長又は特別区の区長の第一号に規定する従前住宅に係る東日本大震災による被害の状況その他の事項を証する書類（その写しを含む。）、当該従前住宅の登記事項証明書、当該被害を受けた者の住民票の写し（当該被害を受けた時及びその後におけるその者の住所を明らかにするものに限る。）その他の書類で次に掲げる事実を明らかにする書類とする。

一　法第十三条の二第一項に規定する従前住宅が東日本大震災によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなったこと。

二　法第十三条の二第一項に規定する再建住宅に係る同項に規定する再建住宅借入金等の金額につき同項の規定の適用を受けようとする場合には、当該再建住宅が前号に規定する従前住宅を同項の居住の用に供することができなくなった日以後最初に居住の用に供したものであること。

2　法第十三条の二第一項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受けようとする者は、確定申告書に前項に規定する書類を添付しなければならない。

3　法第十三条の二第一項に規定する居住の用に供した日の属する年分又はその翌年以後八年内のいずれかの年分の所得税につき同項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受けた居住者が、その適用を受けた年分の翌年分以後の各年分の所得税につき同項の規定により同条の規定の適用を受けようとする場合における租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十一項の規定の適用については、同項中「同条第一項の規定の適用を受けた」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。）第十三条の二第一項の規定により法第四十一条の規定の適用を受けた」と、「同項」とあるのは「同項の規定により同条第一項」と、「書類を添付して」とあるのは「書類の添付及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第五条の二第一項に規定する書類の添付（同条第四項の規定の適用がある場合には、同項の記載）をして」と、「同条第三項」とあるのは「法第四十一条第三項」と、「同条第一項の規定の適用を受けている旨」とあるのは「震災特例法第十三条の二第一項の規定により法第四十一条の規定の適用を受けている旨」と、「を記載する」とあるのは「の記載をする」と、「書類の添付」とあるのは「書類の添付及び同令第五条の二第一項に規定する書類の添付」とする。

4　前項に規定する居住者が、その適用を受けた年分の翌年分以後の各年分の所得税につき当該翌年以後の各年が法第十三条の二第一項に規定する居住年に該当する同項に規定する住宅の再取得等（租税特別措置法第四十一条第一項に規定する増改築等に該当するものに限る。）に係る法第十三条の二第一項に規定する再建住宅借入金等につき同項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受けようとする場合には、当該適用を受けようとする年分の所得税に係る確定申告書に前項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十一項の規定による記載をすることにより第二項の規定による書類の添付に代えることができる。

第六条の次に次の二条を加える。

（被災者向け優良賃貸住宅の割増償却）

第六条の二　令第十八条の二第三項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類（法第十八条の二第一項の規定の適用を受ける事業年度において新たな賃貸が行われていない場合又はその賃貸住宅が地方公共団体に対し貸し付けられ、当該地方公共団体が賃貸する場合にあっては、第二号に掲げる書類）とする。

一　その賃貸が令第十八条の二第二項第五号に掲げる要件を満たすことを明らかにする書類

二　その賃貸に係る家賃の額が令第十八条の二第二項第六号に掲げる要件を満たすことを明らかにする書類